

各府省質問・意見に対する回答

目次

		ページ
1	内閣府	1
2～7	総務省	2
8	法務省	4
9～16	文部科学省	5
17～21	厚生労働省	8
22～24	農林水産省	10
25～29	経済産業省	12
30～36	国土交通省	14
37～46	環境省	18

各省質問・意見に対する回答

省庁名	質問・意見	回答
1 内閣府	<p>「該当箇所」 事務分担（案） <10．住民生活> 事務区分番号 「1 特定非営利活動の促進に関する事務（認定事務以外（認証事務など））」 「2 特定非営利活動の促進に関する事務（認定事務に関すること）」 特別区と新たな広域自治体の事務の分担等に関し法制上の措置を講ずる必要がある事項（案） <内閣府：No.1～No.24（特定非営利活動促進法関連）></p> <p>「意見・質問」 事務分担案では、「NPO法人の設立の認証」に関する業務については、各特別区が担うこととし、「NPO法人の認定に関する業務」に関しては、広域自治体が担うこととなっている。 現在、認証・認定に関する事務を行う団体については、特定非営利活動促進法（以下、法）第9条において、都道府県、指定都市を「所轄庁」として定めているところ。現在の分担案は、認証事務について、地方自治法における事務特例等によらず、法第9条に定める所轄庁として、大阪特別区を加えることを想定したものであるか伺いたい。 仮に、上記を想定したものであるならば、下記理由により認証事務については事務特例によって特別区に事務移譲していただきたい。 （理由） 従来認定特定非営利活動法人の認定は国税庁長官が担っていたが、特定非営利活動法人と日常的に身近に接し、その活動内容を的確に把握できる都道府県、指定都市に事務を一元化した方が効率的、効果的と考えられたことから、平成24年4月施行の改正法により、所轄庁（都道府県の知事、又は指定都市の長）が認定を行う認定特定非営利活動法人制度が開始され、従来の認証事務と併せて、所轄庁により一元的に実施することとしたところである。 そのため、大阪特別区が認証事務のみを行う所轄庁とし（例えば、1の特別区の区域内にのみに事務所が所在する法人については当該特別区の長とする）、認定事務の所轄庁を大阪府等で行うこととする事務分担に係る法整備は、改正法の趣旨から逸脱している。</p>	<p>政令指定都市の権限である認証事務については、NPO法人の活動が地域行政とのかかわりが深いことから特別区の事務としましたが、一方で、認定事務については、認定申請を行う法人数は非常に少ない上に特定の地域（中央区、北区）に集中しており、各特別区で認定業務を行うのは非効率と考えます。 認証事務について、事務処理特例条例によらず、所轄庁として特別区を加えることを想定しています。その理由については、基本回答<事務処理特例条例との関係>を参照してください。</p>

省庁名	質問・意見	回答
2 総務省	<p>地方自治法第9条の5第1項及び第2項について 法令上、都道府県の権限を市町村に移譲した場合には、条例による事務処理の特例制度により都道府県の事務を市町村が処理することとした場合と異なり、都道府県知事は市町村に対する是正の要求等の権限を持たないこととなるなど、法令による権限移譲と条例による事務処理特例制度では都道府県と市町村の関係に違いがある。こうした点について、貴協議会事務局としてのお考えを伺いたい。</p> <p>地方自治法第284条について 新たに設置される特別区が、一部事務組合等への加入や新規の設立をするか否かについては、特別区が設置されてから特別区自身が判断するというのが、法の趣旨から自然な考え方であると認識しているが、このことについて、貴協議会事務局としてのお考えを伺いたい。</p>	<p>事務処理特例条例については、基本回答<事務処理特例条例との関係>を参照してください。</p> <p>新たな大都市制度への移行にあたっては、住民サービスに支障をきたさないよう、移行当初から円滑な執行体制を構築することが不可欠であるため、特別区設置時点からの一部事務組合の設置を可能とするような法改正をお願いします。</p> <p>また、現在大阪市が加入している一部事務組合等について、特別区が加入することとする場合には、その規約を変更する必要があるが、事務の円滑な承継、関係する他自治体等への影響等も考慮して、市町村合併特例法と同様の特例規定を設けていただきたいと思います。</p>
3 総務省	<p>公職選挙法施行令第59条の2第1号及び同令第59条第3項第1号並びに日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第73条第1号及び同令第74条第3項第1号に規定する両下肢等の障害の程度を書面により証明する事務については、身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県、指定都市及び中核市の事務とされているところであるため、特別区長が身体障害者手帳交付台帳を備えるものとなる前提である限り、意見はない。</p>	<p>身体障害者手帳交付事務は住民に身近な福祉サービスであり、特別区において実施することとしているため、身体障害者手帳交付台帳は特別区長が備えることとなります。</p>
4 総務省	<p>(1) 府と市の再編に当たり、「都共済は設置せず府の職員は従来どおり地方職員共済組合、特別区の職員は市町村職員共済組合に加入する」という案であるが、以下の理解でよろしいか。</p> <p>新たな広域自治体の職員は、地方職員共済組合に加入し、特別区の職員は、市町村職員共済組合に加入する。 (地方職員共済組合は、道府県及び新たな広域自治体の職員等、大阪の市町村職員共済組合は、市町村及び大阪の特別区の職員をもって組織することとなる。)</p> <p>(2) 上記のとおりとした場合、大阪市職員共済組合の権利義務等については、大阪の市町村職員共済組合と地方職員共済組合の間で、どのように継承すると考えているか。</p>	<p>(1)(2) 府の職員は従来どおり地方職員共済組合への加入となりますが、現在、大阪市職員共済組合に加入している者は、一部を除き特別区の職員になると想定されるため、大阪府市町村職員共済組合への継承が基本となります。</p> <p>ただし、今回の事務分担(案)では、現在大阪市が行っている消防業務が新たな広域自治体の事務になるなど、再編時には府市相互間の人事異動も想定されるので、これらの点については関係者とも協議しつつ検討を進めることとし、その際の権利義務等の継承については関係者とも協議しつつ、今後検討を進めることとしています。</p>

省庁名	質問・意見	回答
5 総務省	<p>・地方制度調査会答申（平成25年6月25日）においては、「道府県における特別区の設置によって、国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないように特に留意すべきである」とされているが、「大阪における大都市制度の制度設計」は、国や他の地方公共団体の財政に影響が生じない制度設計になっていると考えてよいか、ご教示願いたい。</p> <p>・財産・債務の承継、財政調整、特別区設置に伴うコストについて、法令改正による制度改正が必要な内容があれば、その具体的な内容を、理由とともにご教示願いたい。</p>	<p>地方制度調査会答申の趣旨は、地方交付税の算定について特別区単位で算定するのではなく、東京都と同じく合算算定を行うことを基本としているものと理解しており、その方向性に沿った制度設計を行っています。</p> <p>総務省自治財政局所管の法令で改正が必要な項目としては、別添1のとおりと考えています。</p>
6 総務省	<p>事務局案においては、固定資産税を東京都と同様に府に帰属させる一方で、固定資産税の代替的性格を持つ市町村交付金、基地交付金及び特別とん譲与税について特別区に帰属する案となっている。これらについては固定資産税と同様に府に帰属させる方が合理的ではないかと考えられるところであるが、今回事務局案のように取扱うこととした理由を教示されたい。</p> <p>また、特別区財政調整交付金（普通交付金）の基準財政収入額に市町村交付金、基地交付金及び特別とん譲与税を算入することとするかどうか、及びその理由を教示されたい。</p>	<p>財政調整制度における調整財源としては、必要最小限の市町村財源（ただし、目的税は用途が明確となる配分制度を別途構築）を広域自治体の財源としたものであり、調整財源として相応しくない市町村交付金、基地交付金、特別とん譲与税を広域自治体の財源とする理由がありません（都から特別区への税源移譲を進めてきた東京と、市から広域自治体へ税源移譲する大阪では事情が異なると考えます。）。</p> <p>特別区財政調整交付金については、交付税制度に準じて算定することとしており、現行交付税制度と同様、市町村交付金と特別とん譲与税は、基準財政収入額へ算入すべきと考えます。</p>
7 総務省	<p>貴協議会第6回会合の参考資料「事務分担（案）」では、「12.自治体運営」の中で、統計調査が取り上げられています（事務区分番号15、No.101国勢調査等基幹統計調査）。</p> <p>これに関して、当室所管の統計法施行令（平成20年政令第334号）の改正を検討する必要があると考えられますが、貴協議会事務局より御提供いただいた参考資料「特別区と新たな広域自治体の事務の分担等に関し法制上の措置を講ずる必要がある事項（案）」には掲載されていないため、指摘をさせていただきます。</p> <p>同政令では、第4条及び別表において、基幹統計調査に関する事務のうち地方公共団体が処理する事務を規定しています。例えば、別表第一の備考第八号では、漁業センサス（農林水産省が実施する基幹統計調査）について、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における一部の事務については東京都知事が行うものとする規定されていることから、改正を検討する必要があると考えられます。</p>	<p>今回の事務分担（案）は、平成24年度時点の大阪府・大阪市の事務事業について整理をしたため、法令改正事項から漏れていましたが、漁業センサスについては、他の基幹統計調査と同様、住民・事業所等の協力を得ながら行う必要があることから、住民・事業所等に身近な特別区で実施することと整理しています。</p> <p>従って、統計法施行令別表第1備考第8号及び漁業センサス規則第8条第2項について、法令上の措置を講ずる必要があると考えます。</p> <p>なお、漁業センサスは、水産基本計画に基づく水産行政施策の企画立案のために活用されるとのことでありますが、同センサスについて、東京都知事が行うものとしている趣旨について、ご教示お願いします。</p>

	省庁名	質問・意見	回答
8	法務省	<p>法改正参考資料について 一覧表に掲げられた法令は少年法であり，刑事局（刑事課）が所管する法令であるものの，同一覧表の「担当府省・課名」は，凡例によれば，当該事務を所管している府省・課名を記載するものであるため， 1 については厚生労働省， 2 については裁判所（又は厚生労働省）であると考えられる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、所管省庁を修正します。</p>

省庁名	質問・意見	回答
9 文部科学省	<p>大都市の地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）に基づいて新たに設置されることとなる特別区（以下「特別区」という。）が担う業務の一つに、県費負担教職員の人事や公立小中学校の教職員の人事等が入っているが、このような事務の委譲は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条（事務処理特例制度）を活用することにより可能であり、既に大阪府の豊能地区において実施されている。</p> <p>特別区が公立小中学校教職員の人事を担うこととなった場合には、人事異動だけではなく、教員採用試験の実施や処分に関する業務を各特別区が実施することとなることに留意する必要があり、豊能地区の実施状況を踏まえ、事務処理特例制度のように、個別の特別区ごとに委譲の可否を決定できるようにした方がよいのではないかと。</p>	<p>事務処理特例条例については、基本回答＜事務処理特例条例との関係＞を参照してください。</p> <p>大阪における特別区は人口30～45万程度の「中核市並み」の権限を有する自治体として制度設計をしているため、各特別区において個別に事務処理能力の有無を判断しなくても、当該事務を行うのに十分な規模・能力を有するものと考えています。</p> <p>採用試験の実施等については、各特別区教育委員会の判断になるが、広域自治体及び特別区間において適宜連携協力して事務が行われることになると考えます。</p> <p>また、地方分権改革推進委員会第1次勧告において、教職員人事権は中核市に移譲すべき権限として掲げられています。</p>
10 文部科学省	<p>【県費負担教職員の研修の実施について】</p> <p>第6回大阪府・大阪市特別区設置協議会 大阪における大都市制度の制度設計6.法改正事項（案）における「県費負担教職員の研修の実施」等について</p> <p>教員は、その職責を遂行するために、絶えず研修に努めなくてはならない。また、都道府県・指定都市・中核市教育委員会等は、研修の計画的な実施に努め、法定研修をはじめ各種研修の体系的な整備を図ることとされ、研修に要する施設や人的体制の整備が必要となる。この点について、新たな特別区では、具体的にどのように研修、特に法定研修について、実施する体制を整備するのか教えていただきたい。また、特別区間で研修内容等に大きな差異が無く、一定水準が担保された研修を実施するためにどのような措置を考えているか伺いたい。</p>	<p>基本回答＜職員体制・専門性の確保＞を参照してください。</p> <p>これに加え、教材作成や講師の確保等を共同で実施するなど各特別区（教委）間での連携を進めたり、府との人事交流や府への研修員の派遣など府（教委）との連携を強めたりすることによって、研修の水準を高め、効果的に実施することができると考えています。</p>
11 文部科学省	<p>【教育職員免許法認定講習の開設について】</p> <p>第6回大阪府・大阪市特別区設置協議会 大阪における大都市制度の制度設計6.法改正事項（案）における「教育職員免許法認定講習の開設」等について</p> <p>事務分担（案）4.教育 事務区分番号4 - No22について</p> <p>免許法認定講習を開設することのできる者は、教育職員免許法施行規則第36条第1項において、教職課程を置く大学、教員免許状授与権者（都道府県教育委員会）、国立特別支援教育総合研究所、指定都市教育委員会、中核市教育委員会とされている。また、その実施においては、講習開設者はその適切な水準の確保が求められている。</p> <p>上記資料で上げられている教育職員免許法認定講習の開設及びこれに係る事務等は、同規則36条の認定講習を開設できる者の資格の範囲を特別区にも拡大したいとの御趣旨か教えていただきたい。</p>	<p>お見込みのとおり、認定講習を開設できる者の資格の範囲を特別区に拡大する趣旨です。</p>
	<p>免許法認定講習の単位は、全国で効力を有する普通免許状の資格要件となるため、その質の担保は非常に重要なものとなる。</p> <p>特別区において、どのように免許法認定講習の質を担保していくことをお考えなのか、具体的に教えていただきたい。</p>	<p>基本回答＜職員体制・専門性の確保＞を参照してください。</p>

省庁名	質問・意見	回答
12 文部科学省	<p>【免許更新制に関する事務について】 第6回大阪府・大阪市特別区設置協議会 参考資料の事務分担(案)4.教育における、事務区分番号 2 No.4、 3 No.7、 14 No.88、 15 No.116、 16 No.143、 18 No.176、181 の「事務の概要」に記述されている「教員免許更新制」に係る事務とは、どのような事務を想定しているのか。免許状更新講習規則第1条第2号に規定する免許状更新講習開設者の資格を特別区へ拡大するとの御趣旨なのか教えていただきたい。 その他の事務を指す場合は、教育職員免許法・同施行規則の具体的な条文をお示しいただきたい。</p>	<p>11において回答したとおり、免許法認定講習の実施を特別区に拡大するため、それに関連する事務(講習該当者に受講を促したり、受講後に報告を求めて状況を把握するなど、教員免許更新制度にかかる促進関係事務)についても特別区が実施することとする趣旨です。</p>
13 文部科学省	<p>新たな幼保連携型認定こども園(早ければ平成27年4月1日施行予定)の認可事務については、都道府県知事、指定都市・中核市の長の権限(改正・認定こども園法第17条第1項)とされているが、広域の事務、各区の事務のいずれに分担する方向で検討がなされているのか御教示願いたい。 (「1.こども」の「15.民間保育所等の設置等」の「考え方」欄において言及されているものの、事務分担案が明示されていないため検討状況を確認させていただくもの。)</p>	<p>当該事務は、中核市の権限に属する事務であることから、「中核市並み」の権能をもつ特別区の事務とする方向で検討しています。</p>
14 文部科学省	<p>No.77の事業の名称欄 (小中)学校教育活動に関する事務 【学校、家庭、地域連携協力推進事業費補助金交付要綱(帰国・外国人児童生徒受入促進事業実施要領)】 【教育支援体制整備事業費補助金交付要綱(公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業実施要領)】 (修正理由) 「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」は平成24年度で廃止し、平成25年度より後継事業として上記事業を実施しているため。</p>	<p>今回の事務分担(案)は、平成24年度時点の大阪府・大阪市の事務事業について整理したものです。</p>

省庁名	質問・意見	回答
15 文部科学省	<p>【文化財保護に関する事務について】</p> <p>第6回大阪府・大阪市特別区設置協議会資料によれば、「政令指定都市権限、都道府県権限であっても、住民に身近なものは特別区が担う」「住民生活に密着しているものは、東京特別区にはない権限であっても特別区が担う」こととされていますが、文化財保護に関する事務については専門的・技術的判断の確保や人的体制の整備、広域的な観点からの事務処理の必要性などといった要請もあり、単に「住民生活に密着」という基準のみで判断することはできないと考えますが、この点どのように考えているのか、教えていただけますでしょうか。</p> <p>文化財保護に関する事務については、一定の専門的・技術的判断を担保することができるとともに、文化財保護の観点から対応が可能な人的体制が整備されていることが必要であると考えますが、新たな特別区においてはどの程度の体制を組むことを想定されているのでしょうか。</p> <p>第6回大阪府・大阪市特別区設置協議会資料によれば、「東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする」とありますが、上記の専門的・技術的判断の担保や人的体制の整備といった観点から、この方向性を導き出した根拠を教えてくださいいただけますでしょうか。</p> <p>文化財保護に関する事務について、条例による事務処理特例制度により、都道府県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することができると思いますが、今般、この制度の活用ではなく、法改正のほうが望ましいとお考えの理由を教えてくださいいただけますでしょうか。</p> <p>今般、新たな特別区が処理することを予定している文化財保護法上の各種事務に関して、文化財保護の観点で広域的な役割を担うべき都との役割分担や連携の在り方をどのように想定しておられますか。</p>	<p>政令指定都市の権限である文化財の発掘調査、指定・登録・保存等の事務については、地域振興等の施策と一体的・効果的に事業展開をしていくとの観点から、特別区の実務として行っています。</p> <p>文化財保護に関する職員体制については、実際に政令指定都市として業務を行っている現在の大阪市における従事人員を基に、必要な体制を確保することとしています。</p> <p>併せて、基本回答<職員体制・専門性の確保>を参照してください。</p> <p>広域的な観点からの事務処理については、特別区間での事務の共同実施等の連携方法を検討するとともに、広域自治体とも連携協力しつつ業務を行うことになると考えます。</p> <p>事務処理特例条例との関係については、基本回答<事務処理特例条例との関係>を参照してください。</p> <p>特別区設置後も、特別区においては、広域的な観点からの事務の実施に関しては、広域自治体と連携協力しつつ、文化財保護法上の各種事務を実施することになると考えます。</p>
16 文部科学省	<p>今回示された案では、大阪の特別区が中核市並みの権限を担うことを基本とされているが、東京都の特別区が中核市並みの事務権限まで担っていない中、大阪の特別区に中核市並みの事務権限が必要な具体的理由をご教示いただきたい。</p>	<p>基本回答<基本認識>を参照してください。</p> <p>なお、制度設計案(パッケージ案)では7区案、5区案を示しましたが、それぞれ1区当たり人口30万ベース(7区案)ないし45万ベース(5区案)としており、自治法上の中核市の人口要件を備えております。</p>

省庁名	質問・意見	回答
17 厚生労働省	<p>児童相談所を設置する自治体として政令で個別に定める際の方針として、以下に掲げるものをお示ししているが、特別区が児童相談所を設置する場合には、以下の事項が満たされるよう、人的体制の整備や援助体制の確保等をどのように行う事を検討しているか。</p> <p>児童相談所における相談業務のみならず、児童相談所での援助活動を実施するための児童福祉施設の設置の認可、里親の認定、要保護児童の保護措置等の実施を一貫して行う必要があり、児童相談所設置市の事務の範囲は指定都市が行う事務の範囲と同一である。こうした事務を遂行するための人的体制の整備や児童福祉施設の確保等が見込まれること。</p> <p>一時保護や児童福祉施設の入所等に関する広域的な調整、児童相談所立ち上げ当初の支援、特に高度な専門的知識及び技術を要する相談への対応などに関して、都道府県が適切に助言又は援助を行う体制が確保されると見込まれること。</p>	<p>政令指定都市の権限である児童相談所の設置等については、措置権限から措置先となる施設の管理・運営までを一貫して行うべきとの考え方から、いずれも特別区で実施するべく事務分担（案）を一致させたところです。</p> <p>指定都市が行う事務の範囲と同一であることを前提に、現在、政令指定都市として的大阪市において児童相談所業務に従事している専門職等が特別区に移管され、また、実際に児童相談所を設置している政令指定都市等における人員配置等をモデルに職員体制を設計していることから、特別区において適切に業務が執行できるものと考えます。併せて、基本回答＜職員体制・専門性の確保＞を参照ください。</p> <p>現在の大阪市域に所在する一時保護所や児童福祉施設等については、新たな大都市制度への円滑な移行という観点から、共同設置及び一部事務組合による管理ということと想定しております。</p> <p>なお、児童相談所の設置等については、東京都区間で特別区への権限移譲を含めあり方の検討が進められているほか、全国市長会でも特別区への権限移譲が要望されています。また、第30次地方制度調査会答申でも、中核市・特例市及び東京特別区に移譲すべき事務の例として掲げられています。</p> <p>現在、政令指定都市として的大阪市において児童相談所業務に従事している専門職等が特別区に移管されること、また、実際に児童相談所を設置している政令指定都市等における人員配置等をモデルに職員体制を設計していることから、特別区において適切に業務が執行できるものと考えます。その上で、広域的・専門的な調整等については、現在の大阪府と大阪市において既に適切な連携関係が構築されていることから、特別区設置後においてもその関係が継承されるものと考えます。</p>
18 厚生労働省	<p>母子寡婦福祉資金の事務には、債権回収等の専門性が必要であり、全ての実施自治体でそのための実施体制の整備や特別会計の設置などについて財源や事務の負担が必要になるため、中核市以上の規模の地方公共団体において実施することとされているが、規模の小さい特別区において、制度を安定的に運営するためどのような体制整備を行うことを検討しているか。</p>	<p>基本回答＜職員体制・専門性の確保＞を参照ください。</p>

省庁名	質問・意見	回答
19 厚生労働省	<p>事務分担（案）の参考資料「3．健康・保健」のうち149番及び150番（食品衛生法に関する事務）並びに「6．法改正事項（案）」参考資料の650番から660番について</p> <p>・「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」附則第12条及び「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令」に基づき、卸売市場（花きの卸売のために開設された卸売市場を除く）に係る事務は当分の間、都が処理又は都知事が管理・執行する旨の経過措置が設けられている。したがって、当該事務を特別区で行うこととするならば、上記の経過措置を適用しないこととする旨の法令の改正も必要となるため、上記の法令についても「6．法改正事項(案)」に、追記いただきたい。</p>	<p>法改正に係る当方の整理の仕方としては、東京では法令上都の権限とされているが大阪では特別区の権限とする事務事業に係る個別的・具体的な根拠法令・規定を掲げています。</p> <p>各規定に関して、別途大都市特例、都の特例等が定められている場合は、「備考」にその規定を掲げていますので、具体的には、法改正事項参考資料を参照してください。</p> <p>なお、法令の改正の仕方（法令本体を改正するのか、特例規定を制定又は改正するなど）については、様々な方法がありうると承知しており、ご検討いただければと思います。</p>
20 厚生労働省	<p>地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条において、特別区は保健所を設置することとなっている。「第6回大阪府・大阪市特別区設置協議会資料」資料2お職-15ページによると、「現行の1保健所24保健センターが、特別区単位での設置へ大きく変更するため、近隣中核市5市を対象として個別に検討」と記載されているが、地域保健法上、保健所の設置が必要であるところ、個別に検討とはどういう検討が行われるのか。</p> <p>（参考） 地域保健法（昭和22年法律第101号） 第五条 保健所は、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。</p>	<p>各特別区には、一つの保健所及び複数の保健センターを設置する前提で制度設計しているところです。</p> <p>特別区の全体的な職員体制の検討については、基本回答＜職員体制・専門性の確保＞を参照してください。</p> <p>保健所・保健センターについては、人口に加え、実際の組織体制や、事業費規模に対する職員数などを踏まえ個別に検討したところです。すなわち対人サービスは人口を指標として、対物サービスは衛生関係の決算額を指標として近隣中核市5市との比較を行い、職員体制を設計したものです。</p>
21 厚生労働省	<p>「大阪における大都市制度の制度設計（パッケージ案）」を拝見すると、現在、都道府県で行っている歯科技工士試験について、「歯科技工士試験申込みの受理」や「合格証明証の交付申請の受理」を特別区に行わせるため、法令改正が必要とされている。</p> <p>一方、次期通常国会に提出予定の医療法等一部改正法案において、歯科技工士試験の実施主体を都道府県知事から厚生労働大臣に変更するための法律改正を予定しているところ、その旨、ご承知おきいただきたい。（知事会ほか関係団体には既に説明済）</p> <p>歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第12条第1項では、歯科技工士試験は厚生労働大臣が行うこととされているが、歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条において、経過措置として、当分の間、都道府県知事が歯科技工士試験を行うこととされている。 上記の法律改正により、この経過措置を終了することを予定している。</p>	<p>情報提供ありがとうございます。</p> <p>制度設計案は、現時点の制度を基準に検討したものであり、歯科技工士法が改正がされれば、改正後の法に基づき事務分担（案）の見直しを行い、必要があれば法改正等を求めたいと考えます。</p>

省庁名	質問・意見	回答
22 農林水産省	<p>法改正事項（案） 事務分担（産業・市場分野） うち、農業振興 〔法律〕農地法「農地の転用の許可」等 〔政令〕農地法施行令「農地の転用等に関する農業委員会への通知」 〔府省令〕農地法施行規則「農地の転用に関する農業委員会への意見聴取」</p> <p>大阪市については、地先公有水面等を除き、その全域が市街化区域であり、農地法では、市街化区域における農地の転用は、あらかじめ農業委員会に届け出ることにより、許可が不要とされていることから、法制上の措置は不要と考えている。</p>	<p>農地転用許可等の事務については、既に大阪府内市町村で権限移譲が行われているほか、地方分権改革委員会第一次勧告においても市に移譲すべき事務として掲げられており、それらを踏まえた上、農地の適正管理や利用関係の調整をより身近なところで実施する観点から、新たに設置される特別区の事務とする法改正を求めたいと考えます。</p>
23 農林水産省	<p>法改正事項（案） 事務分担（産業・市場分野） うち、農業振興 〔法律〕農業委員会等に関する法律「農業委員会委員の選任」</p> <p>今般、大阪府・大阪市特別区設置協議会で示された農業委員の任期の特例は、農業委員会が従来行ってきた業務を新たな特別区に設置される農業委員会に円滑に移行する観点から要望されているものと解するが、一方で、</p> <p>大阪市の農業委員を複数の特別区に分配（大阪市の場合11人の選挙委員を5又は7つの特別区に分配）することから、少数の委員となった場合に合議体の農業委員会として公平な審議を担保できるのか等の問題が懸念されること</p> <p>今回の大阪市の事例の場合は必置面積（本州の場合200ha）以下の農業委員会であり、当面は農地法第六十条及び第六十一条の規定により新たに設置された特別区の区長が執行権者となり得ることも可能なこと</p> <p>また、特別区の設置が想定される地域（人口200万人以上の政令指定都市及びその隣接市町村）の農地は少ない（大阪市の場合105ha）うえ、大部分が市街化区域のため、権利移動等の許可件数も少ない（大阪市の場合128件/年、平成22年の全国平均は337件/年）ことから、特別区で農業委員会を設置するかどうかについて、大阪府・大阪市特別区設置協議会における具体的な方向性が示されてから、法制度上の措置が必要か否かについて協議されたい。</p>	<p>大阪市において、今年9月より特別参与を委嘱し農業委員会のあり方について検討を進めていることから、農業委員の任期の特例については、その検討結果を踏まえて今後整理させていただきたいと考えます。</p>

	省庁名	質問・意見	回答
24	農林水産省	<p>法改正事項（案） 事務分担（住民生活分野） うち、消費者行政 〔法律〕農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律「表示に関する指示等」等</p> <p>「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に基づく業者への指示については、地方自治法上、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる」こと（第252条の17の2第1項）、当該規定は特別区についても適用されること（第283条第1項）から、法令改正をせずとも特別区が事務処理を担うこととすることは可能であると考えているところ、法律改正が必要と整理されている理由及び具体的な改正条項をご教示いただきたい。</p>	<p>事務処理特例条例については、基本回答＜事務処理特例条例との関係＞を参照してください。 具体的な改正条項は、法改正事項参考資料・農林水産省 10～14を参照してください。</p>

省庁名	質問・意見	回答
25 経済産業省	<p>工業用水法は、地盤の沈下の防止を目的の一つとしており、都道府県知事が「井戸の使用の許可（第3条第1項）」等の許可を行うことにより、市町村などにまたがる地下水の汲み上げによる地盤沈下の防止を行っている。工業用水法第3条第1項等の許可を特別区に移譲することにより、これまで大阪府全域の状態を見つつ大阪府が実施してきた広域的な地盤沈下対策に支障をきたすことにならないか。</p>	<p>工業用水法第5条第1項の規定により、経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならないとされていること、また、事務の実施にあたり、広域自治体と特別区が連携をとることなどにより、各特別区で事務を実施しても、府域全体の対策に支障を及ぼすことはないと考えます。</p>
26 経済産業省	<p>計量法関係では、政令で定める特定市町村に定期検査等の事務を実施させることになっており、当該定期検査等の業務を大阪大都市制度において創設される特別区に実施させることになった場合、計量法施行令第四条の別表に大阪特別区を追記するという改正が必要になるだろうと想定している。大阪府・大阪市特別区設置協議会において、決定がなされ大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく特別区設置の申請が来てしまえば、それを止める立場にはないとは思いますが、他方で、今回、大阪特別区が計量法に係る業務を執行することについては以下の点で懸念を感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都でさえ特別区に落としていないこと（＝法律に基づく申請であるため、そこで担保されるのかもしれないが、政令改正の際、大阪だけ特別区に落とすことに法制的に説明できない。） ・現在、全国の地方自治体において、計量担当職員が減らされている中で、可能な限り、広域的に処理することにより、効率化を図るのが好ましいという考え方もあり、大阪大都市制度の設計はこれに逆行していること。 ・個別特別区で事業を実施する際のしっかりとした体制整備ができるか否かということ。（特別区ごとに計量担当職員を配置できるのか、定期検査等に必要な器具等を特別区ごとに準備できるのか）。 <p>大阪府、大阪市において、そういった面での手当も含めて整理したうえで、今回の計画が出てきており、計量行政の適正な執行に問題が生じないのであれば、新設される特別区が計量法にかかる業務を執行することについて異存はないが、マンパワー等の面も含め新設される特別区が計量法に係る業務を執行することについて実効性及び効率性等の観点から十分な検証が行われるべきだと考える。</p>	<p>基本回答<事務処理特例条例との関係>（大都市法の趣旨・目的）及び<職員体制・専門性の確保>を参照してください。</p> <p>東京特別区は基本的に一般市の権限及び保健所設置市の権限を有するのに対して、大阪の新たな特別区は中核市並みの権限を基本としつつ都道府県・政令指定都市の権限のうち住民に身近な事務を担う基礎自治体として制度設計をしており、想定する自治体としての規模・能力やそれに伴う権限が異なります。</p> <p>計量法関係事務が特例市の権限であることを踏まえると、中核市並みの人口30万～45万を有する特別区において計量法関係事務を処理することは十分可能と考えます。</p>
27 経済産業省	<p>「特別区と新たな広域自治体の事務の分担等に関し法制上の措置を講ずる必要がある事項（案）」において、省エネ法第75条及び第75条の2に基づく届け出（特定建築物に係る所管行政庁への届け出）は国交省が主担当のため、割り振りを再検討していただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、所管省庁を修正します。</p>

	省庁名	質問・意見	回答
28	経済産業省	<p>P R T R制度については、化管法により届出を都道府県経由で行うものとされているが、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、各都道府県において条例で政令市・中核市等に届出受付事務を移譲している例は多い。 (大阪府内においても大阪市等に既に事務が移譲されている。)</p> <p>また、東京都においては化管法のP R T R制度は、特別区への事務移譲は行われていないものの、52の法律に係る事務について、同条の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を特別区で処理することとしている。 今般仮に特別区が設置された場合においても、化管法における届出受付事務を特別区に移譲することについては、一義的には、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき大阪府が判断すべきものであり、国の側において法令改正が必要な事項ではないと考えられる。</p>	<p>事務処理特例条例については、基本回答<事務処理特例条例との関係>を参照してください。</p>
29	経済産業省	<p>「中心市街地の活性化に関する法律」第36条、第37条、第55条における大規模小売店舗立地法の特例について以下のとおり質問いたします。 現行の地方自治法では当該事務の特別区へ権限移譲が不可能であるため、地方自治法を改正することも視野に入れた事案か。</p>	<p>お見込みのとおり、事務処理特例条例ではなく、法令改正が必要と考えます。なお、基本回答<事務処理特例条例との関係>を参照してください。</p>
		<p>従来、政令市が担っていた広域的な観点での周辺地域(住民)との調整機能について、特別区では、どのようにその機能を担保するのか。</p>	<p>周辺地域の生活環境を保持する観点から行う周辺地域(住民)との調整等に関する事務については、住民に身近な特別区で実施すべきと考えます。また、特別区の区域を超える広域的な調整が必要な案件については、必要に応じ、周辺の特別区や広域自治体と連携して対応することにより、適切に実施できると考えます。</p>

省庁名	質問・意見	回答
30 国土交通省	<p>第6回大阪府・大阪市特別区設置協議会で示された大阪府における大都市制度の制度設計（パッケージ案）（以下「事務局案」という。）では大阪府と特別区との事務配分等のため、個々の作用法の改正の必要性を指摘しているが、各法令の中には、特別区の事務の特例について既に規定されているものもあるところ。大阪府と新たに設置を目指している特別区との間の事務分担について、これらの法令における現行の事務分担を変更する理由を具体的かつ網羅的に御教示いただきたい。特に別添に掲げる事務局案における国土交通省関係の各法令の事務について、個別の事務ごとに具体的かつ網羅的に御教示いただきたい。</p>	<p>事務分担の基本的な考え方については、基本回答＜基本認識＞を参照ください。 個別の事務に係る「大阪府と新たに設置を目指している特別区との間の事務分担」の考え方については「事務分担（案）〔資料編〕」事務局案（案）の各事務に対応した「考え方」欄に記載しております。別添に掲げる事務については、併せて「別添2 30 現行の事務分担を変更する理由」を参照ください。 なお、東京特別区は基本的に一般市権限及び保健所設置市権限を有するのに対して、大阪の新たな特別区は中核市並みの権限を基本としつつ都道府県・政令指定都市の権限のうち住民に身近な事務を担う基礎自治体として制度設計をしており、想定する自治体としての規模・能力やそれに伴う権限が異なります。</p>
	<p>事務局案では、事務分担について、特別区の権限は中核市権限が基本とされているところ、特別区の規模・能力が中核市と同程度となることについて、これを如何なる方法により確保するのか、御教示いただきたい。</p>	<p>基本回答＜職員体制・専門性の確保＞を参照してください。</p>
	<p>事務局案では、事務分担について、特別区の権限は中核市権限が基本とされているところ、個別法において、道府県又は政令市の権限として規定されている権限について、如何なる理由で特別区が当該権限を担うことが適切であると考えなのか、行政能力の観点等から、個別の権限ごとに御教示いただきたい。</p>	<p>基本回答＜職員体制・専門性の確保＞を参照してください。</p>
	<p>今回特別区に対し、どのような機能を付与するかについては、特別区の実務処理能力や知見により判断されるものと見込んでいるが、当該特別区の実務処理能力について、東京都の特別区と比較し上回る側面及び下回る側面としてどのようなものを想定しているのか御教示いただきたい。</p>	<p>（上回る側面） 基本回答＜職員体制・専門性の確保＞を参照してください。 東京特別区は基本的に一般市権限及び保健所設置市権限を有するのに対し、大阪の新たな特別区は中核市並みの権限を基本としつつ都道府県・政令指定都市の権限のうち住民に身近な事務を担う基礎自治体として制度設計をしており、想定する自治体としての規模能力やそれに伴う権限が異なります。 （下回る側面） 特に想定していません。</p>
	<p>参考として提供された「法改正参考資料」においては、事務局案に記載されている各個別の事務・権限にないものも含まれているところ。当省において検討が必要な各法令における事務・権限は、第6回協議会に提出された資料における「法改正事項」ととどまらず、当該資料に記載されている各法令の事務・権限であり、また、これで網羅されていると解してよろしいか御教示いただきたい。</p>	<p>貴省において検討をお願いしたい各法令における事務・権限は、「第6回協議会に提出された資料における「法改正事項」ととどまらず、法改正参考資料に記載されている各法令の事務・権限」との質問については、お見込みのとおりです。 「法改正参考資料に網羅されていると解してよろしいか」との質問については、法改正を求める基本的な法令・条項は、府市担当部局の意見聴取を基に法改正事項参考資料に記載しましたが、参考資料に記載されていない関連法令・規定などで疑義がある場合には、個別にお問い合わせいただきたいと思っております。</p>
<p>本質問・意見については今後どのように取り扱われるのか、また、当省含む政府との協議を今後どのように進めていく予定なのか御教示いただきたい。また、当省との協議内容について公表する場合は、事前にその内容及びタイミングについて十分な時間的余裕をもって照会していただきたい。</p>	<p>今後の予定は、この回答に対する再質問があれば、再度それに回答することで、国の理解が得られるよう引き続き調整を進めていきます。なお、国との調整状況については、適宜法定協議会に報告する予定です。</p>	

省庁名	質問・意見	回答
31 国土交通省	<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」関係</p> <p>特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する助言等に関する事務については、そもそも特定建設資材廃棄物は、本来産業廃棄物であるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の事務との整合性をとる必要がある。したがって、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条第4項については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条と同様の対応をとる必要があることに留意されたい。</p>	<p>ご指摘の建設リサイクル法関係事務と廃棄物処理法関係事務については、中核市の権限は特別区の権限とする法改正を求めることで一致しており、整合性は図られていると考えています。なお、法改正事項参考資料・環境省 137～143（建設リサイクル法関係）、373～431（廃棄物処理法関係）を参照してください。</p>
32 国土交通省	<p>開発許可事務及び開発審査会の設置等について、都市計画法では指定都市・中核市・特例市に権限が委譲されている。今回、特別区へ事務配分することとされているが、特別区が指定都市・中核市・特例市と同等の事務処理能力を持っていると考える根拠をご教示いただきたい。</p> <p>事務処理能力を判断する上で、特別区の人口規模等の基準をどのように考えているのかご教示いただきたい。</p> <p>大阪市において、開発審査会にかかる案件の実績が少ない実態がある中、開発審査会の設置を特別区で行うことを、行政の効率化の観点からどのようにお考えかご教示いただきたい。</p>	<p>基本回答<基本認識><職員体制・専門性の確保>を参照してください。</p> <p>基本回答<基本認識>に掲げる考え方に基づき、制度設計案（パッケージ案）では7区案、5区案を示しましたが、それぞれ1区当たり人口30万ベース（7区案）ないし45万ベース（5区案）としており、自治法上の中核市の人口要件を備えております。</p> <p>開発許可は地域に密着したまちづくりに関する事務であり、審査請求がなされた場合も、地域の実情を踏まえた判断を行うことが望ましいことから、開発許可に関する権限とあわせて、開発審査会についても特別区に設置することとしています。</p> <p>開発審査会の案件数に関わらず、特例市には一律に開発審査会の設置が義務付けられていることを踏まえると、中核市並みの人口30万～45万を有する特別区において開発審査会を設置することは十分可能と考えます。</p>
33 国土交通省	<p>「大阪における大都市制度の制度設計（パッケージ案）」の「6.法改正事項（案）」において、高齢者の居住の安定確保に関する法律に定める「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録」を中核市権限として整理する案が示されているところ。</p> <p>これに関連し、同法第5章に定める「終身建物賃借」に係る事務など、同法第77条の規定により中核市の長が行うとされる他の事務についても、全て同様の取り扱いとする方針であるか否かご教示願いたい。</p>	<p>「大阪における大都市制度の制度設計（パッケージ案）」の「6.法改正事項（案）」に記載する事務事業は、例示です。</p> <p>終身建物賃借に係る事務等、高齢者住まい法で中核市の権限とされている事務は、高齢者福祉と住宅政策の両面を持った事業であることから、全て特別区で実施することとしています（参考：事務分担（案）8.まちづくり21多様な世帯に対する居住支援 187 終身建物賃借認定事業 については特別区で実施としています。）。</p> <p>法改正を求める基本的な法令・条項は、府市担当部局の意見聴取を基に法改正事項参考資料に記載しましたが、参考資料に記載されていない関連法令・規定などで疑義がある場合には、個別にお問い合わせいただきたいと思います。</p>

省庁名	質問・意見	回答
34 国土交通省	<p>大阪府住宅供給公社・大阪市住宅供給公社について、提供いただいた大阪府における大都市制度の制度設計（パッケージ案）の法改正事項（案）には記載がなされていないところであるが、住宅供給公社について、以下の例も踏まえ、如何に特別区設置後の事務が取扱われるかご教示いただきたい。なお、以下の例以外の取扱いをする場合にも、ご教示いただきたい。</p> <p>特別区において公社を設置する場合 地方住宅供給公社法第八条において、都道府県又は同法施行令で定められた市でなければ地方住宅供給公社は設立できないとされているため、法令上の措置が必要と考えられる。</p> <p>大阪府公社に市公社を統合、又は民営化等を行う場合 地方住宅供給公社について、統合又は民営化等を行った例はこれまでないため、必要な措置について検討する必要があると考えられる。</p>	<p>住宅供給公社については、民営化に向けての検討を進めており、平成25年度中に検討結果をまとめる予定であるため、事務分担（案）については、その検討結果を踏まえ今後整理します。</p> <p>国土省における民営化に際しての「必要な措置」の検討については、適宜情報提供をお願いします。</p>
35 国土交通省	<p>建築基準法第97条の3第1項、建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第3項又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第20号、浄化槽法第2条第15号の規定により、特別区の区域内であっても都知事が特定行政庁又は所管行政庁となることとされている権限は、1万平方メートルを超える建築物に係る権限等、建築物の構造等が複雑であり、専門的かつ高度な知識が必要な権限であるが、このような権限について特別区に移譲することとしている趣旨について御教示いただきたい。</p>	<p>建築確認等の事務は、都市計画に連動した羈束裁量行為であり、また、容積率等を緩和する総合設計制度等についても、地域の実情に応じたまちづくりを進めるにあたっての有効な手法であることから、東京では都の権限とされている事務であっても、大阪では特別区で実施することとして整理しました。</p> <p>また、建築基準法第4条で建築主事の設置が義務付けられている、政令で指定する人口25万以上の市と比較すると、新たな特別区は人口30万～45万の「中核市並み」自治体として制度設計をしており、想定する自治体としての規模・能力やそれに伴う権限が東京特別区と異なります。</p> <p>専門性の確保については、基本回答＜職員体制・専門性の確保＞を参照してください。</p>
35 国土交通省	<p>事務局より公開された大阪府における大都市制度の制度設計（パッケージ案）の法改正事項には、例えば、建築基準法第10条に規定する「保安上危険な建築物等に対する措置」、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第21条に規定する「認定建築主等に対する改善命令」、浄化槽法第5条第3項に規定する「浄化槽の設置計画の変更命令」等、特別区に移譲すべき権限として挙げられていないものがあるが、この点につき特定行政庁又は所管行政庁の権限のうち一部に限定して列挙している趣旨について御教示いただきたい。</p>	<p>「大阪における大都市制度の制度設計（パッケージ案）」の「6.法改正事項（案）」に記載する事務事業は、記載の法令に含まれている改正を要する事務事業の一例を示したものです。建築基準法における権限と同様、その他法令における特定行政庁、所管行政庁権限についても、特別区で実施することと整理しており、併せて法令改正が必要と考えています。法改正事項参考資料・国土交通省 504～512（建築基準法関係）、513～515（交通バリアフリー法関係）、517（浄化槽法関係）も参照してください。</p> <p>なお、法改正を求める基本的な法令・条項は、府市担当部局の意見聴取を基に法改正事項参考資料に記載しましたが、参考資料に記載されていない関連法令・規定などで疑義がある場合には、個別にお問い合わせいただきたいと思います。</p>

	省庁名	質問・意見	回答
36	国土交通省	<p>事務局案において「建築基準法関係」とされている法律（エネルギーの使用の合理化に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等）については、建築基準法上の特別区の規定と同様の措置をとっているものである。これは、同じ建築物の所管行政庁が、建築基準法と他の建築関係法令で異なることを防ぐためと考えられる。従って、「建築基準法関係」法律について個別に検討を行うことは適当ではない。まず建築基準法における建築確認申請の審査手続について、従来の東京都における特別区と大阪の特別区で異なる権限とすべきか結論を出した上で、他の「建築基準法関係」法律についても、検討すべきと考える。</p>	<p>ご指摘のとおりであり、事務分担（案）の整理にあたっては、まず建築基準法における権限の所在を整理した上で、その他特定行政庁、所管行政庁の権限については、東京特別区と異なり、大阪の新たな特別区は中核市並みの権限を担うものとして、建築基準法の権限の整理に連動させて整理したところです。</p>

省庁名	質問・意見	回答
37 環境省	<p>(質問) 第6回協議会資料において「法改正事項(案)」として挙げられた各種環境法令に係る事務については、現行法令下においても、その多くが地方自治法第252条の17の2及び第283条第1項の規定に基づき、条例により特別区の実務とすることが可能なのではないかと。</p> <p>(意見) 上記のような対応によっても、大阪府市の求める新たな広域自治体と特別区における事務分担は実務上担保されるならば、多数にわたる個別法令の改正によるのではなく、現行法令に則り条例を定める等により対応することが適切と考える。</p>	<p>基本回答<事務処理特例条例との関係>を参照してください。</p>
38 環境省	<p>動物愛護管理法第35条第1項本文及び第3項並びに第36条第2項の規定により引き取った犬猫については、必要に応じて治療を行うこともあり、飼養保管のための専用の施設(一時的な保管も含む。)の設置や専門的な知識及び技術を備えた人員を配置し、その適正な飼養保管を行う必要があると考えているが、全ての特別区でそのような対応が可能か。</p>	<p>犬猫の引取業務については特別区において実施することとしているが、犬猫の飼養保管のための専用施設については市内に1か所設置している現有施設(大阪市動物管理センター)を有効活用することとし、各特別区の一部事務組合で保有し運営することとしています。</p> <p>上記一部事務組合の人員については、大阪市における職員個々の経験等を踏まえ、サービス低下を招かないよう人事配置に努めるとともに、場合によっては転任や大阪府等との人事交流も含め、業務遂行に必要な体制を適切に確保します。</p>
39 環境省	<p>第6回協議会における資料「02事務分担(案)(資料編)3.健康・保健174及び175」に関しては下記の通りの意見を提出させていただく。 ・主な業務に記載されている内容については温泉法で設定を求めている事項ではない。そのため、対応の必要があれば、個々の条例で対応すればよい。なお、温泉法第36条及び施行令で立入調査、報告徴収等について既に特別区に対する権限を認めており、特別区においても監視指導は対応可能である。したがって、当該事務を特別区の権限とすることについて、温泉法の改正は不要である。</p>	<p>特別区と新たな広域自治体との事務分担(案)を踏まえ、法制上の措置が必要と考えられるものについては、法改正事項に掲げさせていただいているところです。ご指摘の事務は、法制上の措置を要するものとは考えていないため、法改正事項には掲げていません。</p>
40 環境省	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画(事項の追加分 区域施策編)については、特例市以上においては計画策定が義務付けられている一方、特例市未満の自治体が計画を策定することは妨げない(努力義務)。 その上で、今回の事務分担案は、以下のどれに該当するのかご教示いただきたい。 大阪都の実行計画(区域施策編)策定義務付けを解除し、代わりに特別区に計画策定義務付け。 大阪都の実行計画(区域施策編)策定義務付けを解除せず、さらに特別区に計画策定義務付け。</p>	<p>に該当します。(現行の大阪府と大阪市(都道府県と政令市、中核市又は特例市)の関係と同様)</p>

	省庁名	質問・意見	回答
41	環境省	<p>建築物用地下水の採取の規制に関する法律（以下「ビル用水法」という。）は、地盤の沈下の防止を目的としており、都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という）の区域内にあっては、指定都市の長。）が「揚水設備の使用の許可（第4条第1項）」等の許可を行うことにより、広域にまたがる地下水の汲み上げによる地盤沈下の防止を行っている。ビル用水法第4条第1項等の許可を特別区に移譲することにより、これまで大阪市全域の状態を見つつ大阪市が実施してきた広域的な地盤沈下対策に支障をきたすことにならないか。</p>	<p>ビル用水法第4条第2項の規定により、環境省令で定める技術的基準に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならないとされていること、また、事務の実施にあたり、広域自治体と特別区が連携をとることなどにより、各特別区で事務を実施しても、広域的な地盤沈下対策に支障を及ぼすものではないと考えます。</p>
42	環境省	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法第4条には、「関係府県知事は、（中略）、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画を定めるものとする。」との条文があるが、今般の改正において、同条の計画策定は府（新たな広域自治体）が行うという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘のとおりと考えています。</p>
		<p>また、第4条第4項には、「関係府県知事は、（中略）、関係市町村に送付しなければならない。」との条文があるが、今般の改正において、第4条における「府（新たな広域自治体）」と第4条第4項の「関係市町村」の関係は変わらないという理解でよいか。</p>	<p>第4条第4項の「関係市町村」との関係については、現在の大阪市が新たに設置する各特別区（大阪湾沿岸だけでなく全ての特別区を含む）に置き換えられることを除き、関係は変わりません。</p> <p>なお、大都市地域における特別区の設置に関する法律第10条では「特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の規定の適用については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなす。」と規定されていますが、当該規定にかかわらず、特別区設置後の新たな広域自治体においては、従来どおり、瀬戸内海環境保全特別措置法の「府県」「府県知事」等の規定が適用されるという解釈でよろしいでしょうか。</p>

省庁名	質問・意見	回答
43 環境省	<p>(質問) 廃棄物処理法に定める産業廃棄物に係る事務について、事務分担(案)の「5. 環境」の「事務区分番号12(産業廃棄物処理)」において、事務の名称又は事務の概要中に記載されていない事務()があるが、当該事務についてどのような分担となるのか。廃棄物処理法に定める産業廃棄物に係る事務は全て特別区各区にて担当するとの認識でよいか。 ()例：廃棄物処理法第14条の4第1項又は第5項に定める特別管理産業廃棄物処理業の許可、第15条第1項に定める産業廃棄物処理施設の設置許可等</p>	<p>(質問について) 産業廃棄物に係る事務のうち中核市の権限に属するものについては、全て特別区で実施する案としています。(政令指定都市の権限である特定施設の整備に係る事務については新たな広域自治体で実施)</p>
	<p>(意見1) 産業廃棄物処理に係る事務については、産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障が生ずることのないよう、廃棄物処理法やPCB特措法をはじめとする関係法令の適切な運用、廃棄物処理業者や排出事業者への指導監督等が非常に重要である。これまで大阪市が担ってきたこれら産業廃棄物処理に係る事務について、特別区に移管された後も十分な人員が確保され、適切に遂行されることを確認されたい。</p>	<p>(意見1について) 産業廃棄物処理に係る事務の職員体制については、基本回答<職員体制・専門性の確保>を参照してください。</p>
	<p>(意見2) 廃棄物処理法第24条の2第1項並びに廃棄物処理法施行令第27条第1項において、1の政令市の区域を越えて産業廃棄物の収集又は運搬を行おうとする者に係る許可(産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。)に関する事務については、都道府県知事が行うこととされている。 今回の協議に係る事務分担の見直しにおいては、これまで政令市が行うこととされていた事務を特別区に担わせるものとしているところ、1の特別区の区域を越えて産業廃棄物の収集又は運搬を行おうとする者に係る許可(産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。)に関する事務については、広域自治体が行うこととする必要がある。</p>	<p>(意見2について) ご指摘のとおり考えています。</p>
	<p>(意見3) 廃棄物処理法第24条の2第2項又はPCB特措法第19条第2項において、政令で定める市の長がした処分についての審査請求の裁決に不服のある者は環境大臣に対して再審査請求ができることとされている。(当該処分の審査請求は地方自治法第255条の2の規定により都道府県知事に行うこととされている。) したがって、特別区の長がした処分についての審査請求の裁決に不服のある者は環境大臣に対して再審査請求ができることとする必要があると考える。 なお、この点については地方自治法の規定等により廃棄物処理法及びPCB特措法における対応が左右され得ることを念のため申し添える。</p>	<p>(意見3について) ご指摘のとおり考えています。</p>

	省庁名	質問・意見	回答
44	環境省	<p>一般廃棄物処理に係る事務は、一般廃棄物に起因する生活環境保全上の支障が生ずることのないよう、廃棄物処理法をはじめとする関係法令の適切な運用、廃棄物処理業者への指導監督等が非常に重要である。一般廃棄物処理に係る事務は、大部分が市区町村行政に係る事務であるが、一般廃棄物処理施設の設置許可等に係る事務、指定区域の指定等に係る事務等、これまで大阪市が担ってきたこれら事務について、特別区に移管された後も十分な人員が確保され、適切に遂行されることを確認されたい。</p>	<p>一般廃棄物処理に係る事務の職員体制については、基本回答<職員体制・専門性の確保>を参照してください。</p>
45	環境省	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律について (意見) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する助言等に関する事務については、そもそも特定建設資材廃棄物は、本来産業廃棄物であるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の事務との整合性をとる必要がある。したがって、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条第4項については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条と同様の対応をとる必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおり考えており、同様に特別区が事務を実施することとしています。 法改正事項参考資料・環境省 137～143(建設リサイクル法関係)、373～431(廃棄物処理法関係)を参照してください。</p>
		<p>(質問) なお、今回の措置は、施行令を改正することにより対応が可能となり、法改正の必要は無いものと認識しているが、その認識で良いか。</p>	<p>当方の事務分担(案)が達成されるのであれば、法制上の措置の内容(法令の種別(法律か施行令か等)、改正の手法(法改正か特例規定か等)など)に関し、基本的に意見はございません。</p>
46	環境省	<p>(意見) 家電リサイクル、容器包装リサイクル、自動車リサイクルに係る事務は、資源の有効な利用、廃棄物の適正な処理、環境の保全を推進するため、各種リサイクル法の適切な運用が非常に重要である。これまで大阪市が担ってきたこれらの事務について、特別区に移管された後も十分な人員が確保され、適切に遂行されることを確認されたい。</p>	<p>家電リサイクル、容器包装リサイクル、自動車リサイクルに係る事務の職員体制については、基本回答<職員体制・専門性の確保>を参照してください。</p>